

8-10 豊里ゆかりの森芸術事業企画運営業務委託仕様書

1 本業務の名称

8-10 豊里ゆかりの森芸術事業企画運営業務

2 豊里ゆかりの森芸術事業企画運営業務について

(1) 実施目的

豊里ゆかりの森における芸術事業は、つくば市民等に対し、市内在住・在勤の芸術家や市内で活躍する芸術家、芸術品コレクター所有の優れた文化芸術作品を展示し、芸術への関心を深め、文化の振興と交流を図ることを目的としています。併せて、「豊里ゆかりの森」のさらなる活性化及び魅力の向上を目指します。

(2) 業務委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

(令和8年度から令和10年度まで 3年間)

(3) 事業実施場所

豊里ゆかりの森美術館外(つくば市遠東676番地内)

(4) 業務委託内容

①定期展の企画運営管理

定期展とは、「ゆかりの森地権者有志の会」代表者から絵画等の芸術作品を無償で借用し開催する美術展覧会をいう。

・令和8年度:年3回開催(1回45日間、休館日含む)

・令和9、10年度:年4回開催(1回45日間、休館日含む)

②企画展の企画運営管理

企画展とは、市内在住または市内で活躍する芸術家の作品を無償で借用し開

催する美術展覧会をいう。

・令和8年度:年1回開催(1回 20 日間、休館日含む)

・令和9、10 年度:年2回開催(1回 20 日間、休館日含む)

③ワークショップの企画運営管理

一般公募による小学生を対象に、絵画等の芸術作品を制作する過程を体験・学習するものとし、各年度1日開催(午前・午後各1回、参加人数各 10 名程度)とする。

3 業務内容

つくば市(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)及び豊里ゆかりの森美術館美術展覧会(定期展・企画展)(以下「展覧会」という。)に関する業務内容は以下の通りである。

(1)定期展・企画展の企画運営管理について

①展覧会企画調整業務

乙は、芸術関係に精通したアドバイザーに依頼し、開催期間、展示作品の選定及び展示会テーマの設定などの企画調整を行う。これらは、甲の許可を得て決定する。

②広報関係業務

- ・チラシ(A4 両面)及びポスター(A2 片面)をデザインし、指定数量の印刷を行う。
- ・関係機関等への郵送や掲示は甲、乙で協力して行う。
- ・展示作品のキャプション作成は、アドバイザーの協力を得て乙が行う。

③美術品の集荷、搬入、展示、搬出及び返却業務

乙は、展示及びその他必要な事務(作品目録、芳名カードの作成等)をアドバイザーの指示協力のもと行う。

④展示作品の動産保険加入

乙は、全ての展示作品に動産保険を掛ける。

⑤受付人の派遣

乙は、開館時間内に受付人1名の配置を行う。

⑥日常清掃

乙は、開館期間中、開館時間内の床清掃及び壁の埃払い等を行う。

⑦休館日の巡回警備

乙は、休館日(月曜日及び月曜日が祝日の場合は、その翌日)に1日1回巡回し、施錠状態や異常箇所の有無を確認する。異常があった場合は、甲及び警察に緊急通報する。

⑧その他

- ・展示作品の借用は無償とする。
- ・アドバイザーには1日当たりの謝礼金を支払う。その金額は甲と協議し決定する。

(2)ワークショップの企画運営管理について

①ワークショップ企画調整業務

乙は、芸術関係に精通したアドバイザー(兼講師)を依頼し、開催日や実施内容の企画調整を行う。決定事項は、甲の許可を得て決定する。

②チラシの作成

乙は、チラシ(A4両面)をデザインし、指定数量の印刷を行う。

③その他

- ・参加者の一般公募については乙が行う。
- ・本業務の詳細は甲の担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- ・アドバイザー(兼講師)には、1日当たりの謝礼金を支払う。金額は、甲と協議

し決定する。

(3) その他

- ・業務上知り得た個人情報は、厳重に管理・保管し、情報漏洩に十分注意する。
- ・本業務に関する協議や打合せなどの経費は、全て乙が負担する。打合せは、原則として甲が指定する場所で行う。
- ・この仕様書は本業務の概要を示したものであり、業務遂行に当たっては、甲と密に連絡を取り、疑義が生じた際は、その都度、協議して決定する。
- ・本業務の全てを再委託してはならない。部分委託する場合は、あらかじめ甲の承認を得ること。